



厚生労働省発職0627第1号

平成28年6月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱

第一 (略)

第二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正

一 法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由

法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとすること。

(一) 妊娠したこと。

(二) 出産したこと。

(三) 法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

(四) 労働基準法第六十四条の二第一号若しくは第六十四号の三第一項の規定により業務に就くことができず、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかったこと又は同法第六十四条の二第一号若しくは女性労働基準規則第二条第二項の規定による申出をしようとし、若しくは申出をし、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかったこと。

- (五) 労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求しようとし、若しくは請求し、若しくは同項の規定による休業をしたこと又は同条第二項の規定により就業できず、若しくは同項の規定による休業をしたこと。
- (六) 労働基準法第六十五条第三項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、又は同項の規定により他の軽易な業務に転換したこと。
- (七) 労働基準法第六十六条第一項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により一週間について同法第三十二条第一項の労働時間若しくは一日について同条第二項の労働時間を超えて労働しなかったこと、同法第六十六条第二項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により時間外労働をせず若しくは休日労働しなかったこと又は同法第六十六条第三項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により深夜業をしなかったこと。
- (八) 労働基準法第六十七条第一項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、又は同条第二項の規定による育児時間を取得したこと。

(九) 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかつたこと又は労働能率が低下したこと。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

一 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴う規定の整備

1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号の厚生労働省令で定める者は、児童の親その他の児童福祉法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない労働者とする事。

2 育児・介護休業法第二条第一号の厚生労働省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第六条の四第二項の規定による養育里親に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されて

いる者とする事。

3 申出事項に、民法第八百十七條の二第一項の規定による請求に係る子を監護していること、児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託された者を養育していること及び2に該当する子を養育していることを加えること。

4 事業主が事實を証明する書類の提出を求めることが出来る対象に、民法第八百十七條の二第一項の規定による請求に係る子を監護していること、児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託された者を養育していること及び2に該当する子を養育していることを加えること。

5 育児休業の終了事由に、民法第八百十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたときを加えること。

二 対象家族の範囲の拡大

祖父母、兄弟姉妹及び孫について、同居及び扶養の要件を削除すること。

三 子の看護休暇及び介護休暇の一日未満の単位での取得に関する規定の整備

1 育児・介護休業法第十六条の二第二項及び同法第十六条の五第二項の一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の労働者とする事。

2 育児・介護休業法第十六条の二第二項及び同法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）の二分の一とする。）であつて、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする事。

ただし、労働者を雇用する事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めた場合において、(一)に掲げる労働者の範囲に属する労働者が、子の看護休暇又は介護休暇を(二)に掲げる時間数を単位として

請求したときは、当該時間数で子の看護休暇又は介護休暇を取得することができることとする。

- (一) 当該時間数で子の看護休暇又は介護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲
- (二) 取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）
- (三) 子の看護休暇又は介護休暇の一日の時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）
- 3 申出事項に、一日未満の単位で子の看護休暇又は介護休暇を取得する場合にあつては、当該取得する休暇の開始及び終了の年月日時を加えること。

四 介護のための所定外労働の制限に関する規定の新設

- 1 介護のための所定外労働の制限を請求できないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定める者は、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。
- 2 介護のための所定外労働の制限の請求の方法は、次に掲げる事項を、書面等により、事業主に通知することによって行うこととする。

- (一) 請求の年月日
- (二) 請求する労働者の氏名

(三) 請求に係る対象家族の氏名及び労働者との続柄

(四) 請求に係る対象家族が要介護状態にある事実

(五) 請求に係る制限期間の初日及び末日

3 所定外労働の制限が開始するまでに当該労働者が対象家族を介護しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとすること。

(一) 請求に係る対象家族の死亡

(二) 離婚、婚姻の取消、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした労働者との親族関係の消滅

(三) 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったこと

4 所定外労働の制限が終了するまでに当該労働者が対象家族を介護しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由は、3を準用すること。

五 介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、介護サービス費用の助成措置を除き、二回以上、利用

が可能な措置とすること。

六 育児・介護休業法第二十五条の厚生労働省で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとすること。

- (一) 育児休業
- (二) 介護休業
- (三) 子の看護休暇
- (四) 介護休暇
- (五) 所定外労働の制限
- (六) 時間外労働の制限
- (七) 深夜業の制限
- (八) 育児のための所定労働時間の短縮措置
- (九) 育児・介護休業法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻

変更等の措置

(十) 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十九年一月一日から施行すること。

二 経過措置及び関係省令の整備

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令の規定の整備を行うこと。